

虐待防止規定

有限会社猫の手

第1章 総則

(目的)

第 1 条 本規程は、有限会社猫の手が実施する事業において、利用者およびその家族に対する虐待を防止するとともに、虐待の通報があった場合には適切に対応し、その再発を防止し、利用者及びその家族の権利を擁護するとともに、より安心安全なサービスを実現して、当社の社会的な信頼を向上させることを目的とする。

(対象とする虐待)

第 2 条 本規程における「虐待」とは職員若しくは家族や第三者が利用者に対して行う次の行為をいう。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 利用者に対し、わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
- (3) 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の利用者著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等、利用者を擁護すべき義務を著しく怠ること。
- (5) 利用者に対し、プライバシーの侵害を行うこと。
- (6) 利用者の財産を不当に処分すること、または利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(利用者に対する虐待の防止)

第 3 条 職員は利用者に対しいかなる状況においても虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第 4 条 利用者本人及び家族、職員、第三者等からの虐待の通報があるときは、本規程に基づき対応しなければならない。

2 職員は虐待を発見した場合、虐待防止対応責任者またはサービス提供責任者に通報しなければならない。

第2章 虐待防止対応体制

(虐待防止対応責任者)

第 5 条 法人に虐待防止対応責任者を設置する。

2 虐待防止対応責任者は代表取締役が選任するものとする。

(虐待防止対応責任者の職務)

第 6 条 虐待防止対応責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者、利用者家族、職員、第三者等からの虐待通報受付
- (2) 虐待の事実確認、情報収集、状況把握、原因の分析及び再発防止計画の検討
- (3) 虐待通報者に対し、虐待の事実確認等の調査及び結果の報告
- (4) 市町村への報告
- (5) 虐待の事実認定、対応及び再発防止計画の策定

(6) 再発防止計画の実施とその改善状況を虐待通報者及び従業員へ報告

(虐待の通報受付)

第 7 条 サービス提供責任者は虐待防止対応責任者に代わり虐待通報の受付を行うことができる。

2 その他の職員は虐待防止対応責任者およびサービス提供責任者が不在時に虐待の通報があった場合にはこれを受け付けなければならない。

4 虐待の通報を受け付けた者は、所定の書式に記録し、遅滞なく虐待防止対応責任者に、その内容を布告しなければならない。

5 虐待の通報は、所定の書式以外にも様式によらない文書、口頭にて受け付けることができる。

6 匿名による虐待通報があった場合にも、必要な対応を行わなければならない。

(第三者委員)

第 8 条 代表取締役は必要に応じて第三者委員会を任命することができる。

第 3 章 虐待再発防止計画

(虐待防止対応の周知)

第 9 条 虐待防止対応責任者は、重要事項説明書、事業所内への掲示、ウェブサイトへの掲載等により、本規程に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(経過の記録・結果報告)

第 10 条 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付から事実確認、対応策、再発防止計画と実施までの経緯と結果について書面により記録する。

2 虐待防止対応責任者は、再発防止計画の実施後の状況について、虐待通報者及び第三者委員に対し、書面により報告する。報告は、原則として対象事案発生から 30 日以内に行わなければならない。

3 虐待防止対応責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、行政の虐待防止窓口またはサービス運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

(公表)

第 11 条 法人役員はサービスの質と向上を図るため、本規程に基づく虐待防止対応及び再発防止計画実施状況について、個人情報に関する事項を除き、これを公表する。

(虐待防止・人権擁護委員会の設置)

第 12 条 虐待防止対応責任者は、法人における虐待防止・人権擁護委員会を設置する。

2 虐待防止・人権擁護委員会は、定期的又は虐待発生の都度開催し、その内容を記録する。

3 虐待防止・人権擁護委員会の委員長は代表取締役が指名する。

4 虐待防止・人権擁護委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

(虐待防止のための職員研修)

第 13 条 虐待防止・人権擁護委員会は、虐待防止啓発を目的とし、職員に対し定期的な研修を行わなければならない。

2 研修は全職員を対象に実施する。

3 虐待防止・人権擁護委員会は虐待防止に関する外部研修会等にも職員を積極的に参加させるよう努める。

(身体拘束の廃止)

第 14 条 虐待防止対応責任者は、利用者の身体的虐待に該当する可能性のある身体拘束の廃止に向けて、

「身体拘束に関する基準」に基づき、緊急やむを得ない場合の身体的拘束等行動制限を最小化するよう努めなければならない。

2 緊急やむを得ない場合の身体拘束については、「身体拘束に関する基準」に定める手続きのもと、実施経過を記録するものとする。

(書類の整備)

第 15 条 本規定に基づき作成された書類は事案終了後 5 年間保管するものとする。